

12月6日

○議長（玉利道満君） これから本日の会議を開きます。

（午前9時59分開議）

○議長（玉利道満君） 会議は、お手元に配付してあります日程により議事を進めます。

○議長（玉利道満君）

日程第1、議案第88号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例制定の件

日程第2、議案第89号 始良市税条例の一部を改正する条例の件

日程第3、議案第90号 始良市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件

日程第4、議案第91号 始良市森山家保存整備基金条例制定の件

日程第5、議案第92号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市蒲生観光交流センター）

日程第6、議案第93号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市蒲生観光交流センター（別館））

日程第7、議案第94号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市働く女性の家）

日程第8、議案第95号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市文化会館）

日程第9、議案第96号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市蒲生ふるさと交流館）

及び

日程第10、議案第97号 字の区域を変更する件

までの10案件を一括議題とします。

○議長（玉利道満君） これらの案件については、11月25日の会議で提案理由の説明を受けておりますので、一括質疑に入ります。

なお、4名の議員から質疑の通告がなされております。順次発言を許します。

まず、5番、田口幸一議員の質疑を許します。

○5番（田口幸一君） それでは、通告いたしました順に質疑を行います。

まず、議案第88号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例制定の件、消費税率及び地方消費税率の引き上げで、平成26年度から3%上がることにより水道料金、各種施設の使用料にどのような影響があるか。

議案第90号 始良市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件、始良市に配当所得等の該当者が何人おられるのか。先物取引についての説明を求めます。

議案第91号 始良市森山家保存整備基金条例制定の件、始良市森山家について説明を求めます。第1条、第2条、基金の額は500万円とあるが、一般財源を加えて1,000万円以上とする考えはないか。

議案第96号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市蒲生ふるさと交流館）収支計画書に人件費290万円とあるが、その内訳を説明してください。租税公課7万2,000円は何か、消費税ゼロ円はどうか、参考資料4ページ、満点1,050点に対してここでは755点となっているが、その説明を

求めます。

以上です。

○市長（笹山義弘君） 田口議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

なお、教育関係のご質疑については、教育委員会のほうでお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第88号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例制定の件についてのご質疑について、里山議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

まず、水道料金についてであります。水道利用者においては消費税率の引き上げがそのまま負担増となります。これにより、結果として節水意識の高まりとともに、使用水量の減少も予想されるところです。

なお、各種施設等における今回の条例改正による使用料等の変更に伴う市民への影響額につきましては、現時点の概算であります。全体で約4,000万円の増額になる見込みであります。

このうち主なものは、水道料金約3,300万円、下水処理施設使用料約160万円となっております。

今回、本議案を提案いたしましたのは、来年4月からの消費税率等の改定に伴い、変更する使用料等についての市民への周知期間を考慮しますと、平成26年第1回定例議会では間に合わないとの判断によるものであります。

県内の動向であります。市において現在把握しているところでは、本市以外に霧島市、日置市、出水市、南さつま市及び垂水市が今定例議会に提案しているようであります。

また、来年第1回の定例議会に提案については、現在のところ8市で提案を予定されていることを確認しております。

次に、議案第90号 始良市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件についてのご質疑にお答えいたします。

平成25年度の住民税に係る課税状況調べによりますと、24年中に上場株式等の配当所得等があった納税義務者数は12人で、その所得金額は139万6,000円となっております。このうち国民健康保険の被保険者に係る配当所得等は、5人で所得金額は110万3,000円であります。

なお、先物取引とは、債権・証券などの本来の金融商品から枝分かれしてできた金融派生商品の一種とされ、現物の受け渡しを一定条件のもとに、何か月か先に実行することとして売買の約定を結ぶ取引のことを言い、これと対照的な取引が現物取引であります。

また、先物取引には、価格変動の影響を避けるための手段としての側面、適正価格を定めるための商品価格の調整機能の側面、価格変動を利用して利益を得ようとする投機取引としての側面があります。

○教育長（小倉寛恒君） 議案第91号 始良市森山家保存整備基金条例制定の件についてのご質疑にお答えいたします。

森山家は、加治木町朝日町にある江戸時代から続く豪商で、代々鋳物業を営んでおり、嘉永6年（1853年）には、島津斉彬公が江戸から招いた銭座の職人を森山家に預け、その弟子とともに太砲事業や鋳銭事業など斉彬公の集成館事業に貢献したと言われております。

明治以後は、奄美の黒糖生産に必要な大釜や機械類を鋳造・販売し、繁栄した商家であります。

現在の家屋は、明治になって建てられたものでありますが、平成14年及び19年に国の登録有形文化財となっているものであります。

昨年、家主である森山イツ子氏から家屋及び敷地について、亡くなったときは市へ寄贈したいという申し出があり、市としても貴重な文化財であることから譲り受けることとし、死因贈与契約を7月に締結しましたところ本年1月に森山氏が急逝されたことから、2月に所有権移転の登記を行ったものであります。

また、今回の基金額500万円につきましては、今年度になって、森山氏の相続人から家屋の維持管理等に要する費用の一部に充ててほしいとして、寄附の申し出がありました。

市としましては、今後、保護と活用の面から整備する際の貴重な財源として活用したいと考えており、今回この額を基金額として条例制定の議案とともに補正予算において、歳入に寄附金として、歳出に積立金として計上しているところであります。

なお、当面の保存整備事業は、国の補助金等を充当しながら進め、基金の積立てについては、これからの検討課題としたいと考えます。

次に、議案第96号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市蒲生ふるさと交流館）についての1点目から3点目までのご質疑につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

まず、始良市蒲生ふるさと交流館の指定管理候補者である特定非営利活動法人、L a b 蒲生郷の収支計画書にある人件費の290万円の内訳につきましては、職員2人、臨時職員1人に係る給与、賃金等であります。

租税公課の7万2,000円につきましては、法人県民税、法人市民税であります。

消費税ゼロ円につきましては、L a b 蒲生郷の課税売上高が1,000万円以下であるため、消費税の納税義務が免除されているためであります。

4点目のご質疑についてお答えいたします。

指定管理候補者選定の審査は、今回上程いたしました議案第92号から議案第96号までの別冊の参考資料1ページ下段に記載した、外部委員5人と内部委員2人による計7人の委員により実施いたしました。

審査にあたりましては、本年10月10日に第1次審査として応募書類一式を委員全員に配付し、同月24日に第2次審査として、応募団体によるプレゼンテーションを実施しました。

個々の施設、団体について、委員1人当たりの持ち点を150点、7人の合計1,050点を満点として審査していただき、その集計結果が、各議案書に添付しております参考資料、指定管理候補者選定審査結果一覧であります。

議員ご質疑の755点は、始良市蒲生ふるさと交流館の審査における委員全員の合計得点であります。以上、お答えいたします。

○5番（田口幸一君） それでは、今副市長と教育長が答弁していただきましたが、まずこの答弁書の内容から議案第88号です。消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う、このことについて一番最後にこうして締めくくってあるわけですけど、これを今議会に提案されて他の市では今、今議会に提案するところは幾ら、予定しているところは幾らということですが、これは平成26年4月1日から適用されるというふうに認識をしておりますが、始良市ではこの全体で約4,000万円の増額になる見込みでありますと、このうちの主なものは水道料金約3,300万円、下水処理施設使用料約160万円となると

いう答弁がありますが、これを3月に開かれる平成26年第1回議会に計上されるのかどうか、これを答えてください。

それから、議案第90号で99%はわかりましたが、ここに先物取引に対して、先物取引は詳しくここに答弁書の中に入れてございますけど、現物取引とはどのようなものであるか、これをお示してください。

それから、議案第96号で、職員2人、臨時職員1人となっております。この290万円の内訳、給料、職員が2人、臨時職員1人、290万円の内訳をお示してください。

それから、答弁書の中で外部委員5人と内部委員2人、計7人の委員によりこの審査を実施したということですが、この外部委員5人、内部委員2人はどのような方々ですか。

それでは、議案第88号から、今これは答弁書に基づく第2回目の質疑でございます。議案第88号、私が準備をしている2回目の質疑に入ります。

上水道料金、簡易水道料金、飲料水供給施設、各施設は加音ホールを初め、始良市には立派な各種施設がたくさんあると思うんですが、ほかのこの3%の料金、使用料等の改定、値上げを実施されるのか、影響額はもう先ほどの答弁書でわかります。

利用者への通知というのもちよっと書いてありましたが、利用者にはいつの時点でどのような手段で知らせるのか。

それから、議案第90号、配当所得等の該当者が何人ということで、ここに数字が今答弁で出てきましたけど、納税義務者が12人でその所得金額は139万6,000円、このうち配当所得等は5人と、110万3,000円ということですが、これらを今答弁がありましたけど、国民健康保険税への影響額は幾らと踏んでおられますか。

それから、議案第91号、これは国の登録有形文化財とのことですが、来訪者はどのようにになっているのですか。私も吉村賢一議員のまち歩きでここには案内してもらいました。来訪者への説明ガイドはどのようにするのか。

今回基金条例を制定するとのことですが、500万円ですすね、しかし現在は低金利ですよ、0.0幾ら、普通預金、郵便局の定額貯金、この500万円の基金をどのように運用されるのか、利子は私はわずかだと考えます。1%もないわけですから、0.025%ぐらいですよ、今。定期預金、定額貯金にしても0.025%ぐらいですよ。だから、利子の運用を考えておられるのですか。

それとも、私がこの聞いております国、県の補助を活用してという答弁にありますけど、もうこの500万円の元金を取り崩して事業を実施するのか、いろいろ管理運営にお金が必要になってくると思います。

それに、議案第96号、従業員はここに正規職員が2人、臨時職員が1人ということですが、この蒲生郷Lab、来訪者は年間どれぐらいですか。

人件費が290万円計上してありますけど、これを12か月で割れば24万1,166円になります。だから、正規職員2人と臨時職員1人の月額給与ですか、月額給料を明らかにしてください。

○総務部長（屋所克郎君） お答えいたします。

漏れがありましたら、また後もってまた答弁したいと思います。

まず、消費税の関係から、4,000万円等の増額になることにつきましては、当初予算のほうで計上したいというふうに、計上するというところでございます。

それから、3%の転嫁につきましては、そのとおり3%はもう転嫁をするということでございます。

それから、広報等につきましては、それぞれ自治体によって違うようではありますが、始良市におきましては12月の議会で提案いたしまして、4月1日から、その日まで3か月ありますので、その期間で広報紙等で、広報紙、それからホームページ等で市民の皆様には広報をしたいと、啓発をしたいというふうに考えております。

それから、税の関係につきましては税務課長に答弁させます。

○総務部税務課長（平田 満君） 税務課の平田でございます。

2点ほどあったと思いますが、まず現物取引とはということでございますが、現物取引は商品あるいは証券、そういったものを実際取引の約束、約定が結ばれた時点で品物を買手のほうに移転する、あるいはというような流れでその時点で実際もう受け渡しを行う取引というふうに理解しております。

それから、国保税の中で配当所得の関係で5人の所得額110万3,000円に対する今度は国保税への影響額でございますが、対象が被保険者が40歳から64歳以外の方となりますと、所得割額に影響が出てきますので12万100円、そしてこの5人の対象者が40歳から64歳のいわゆる介護支援金分まで負担するということになりますと、1万3,200円ふえますので、最大で13万3,300円の影響があるというふうに考えております。

○教育部長（小野 実君） お答えいたします。

まず、指定管理者制度のほうから先に答えさせていただきます。

蒲生郷の人件費に絡む質問でございますが、290万円の内訳は、業務責任者1日当たり5,500円が月16日勤務という形でこれで約105万6,000円、それから施設責任者の方が5,300円で20日の12か月、それと臨時職員を5,300円の1か月6日程度という形で雇用されます。それに、夜間にちょっといろいろな業務をされますので、それを含めての時間外を合わせて290万円となっております。

それから、来訪者の人数でございますが、24年度のちょっと実績しか持っておりませんけれども、24年度で9,852名の方が1年間、来訪されております。

それから、森山家の問題であります。質問であります。まず案内等はどうなっているかということですが、森山家については先ほど答弁書がありますように、ことしの1月に亡くなられてその後寄贈されておりますので、まだなかなかその整備というのは進んでおりませんので、一般公開という形をとっているものじゃございませんので、今の段階ではまち歩きでちょっと見てもらうという形はしております。

それと、500万円の基金の問題でございますが、整備計画につきましては一応この500万円につきましては寄贈者の方の意向でこの維持管理に使ってもらいたいということですので、今後はそのまず維持管理等のそっちのほうの経費という形の中で今は基金のほうに積んでおります。

今後は先ほど言いました国、県の補助金をいただく、もらいまして中身の整備、いろんなものにつきまして駐車場の整備等、年次計画で今後計画していきたいと考えております。

それと、基金の利子の関係でございますが、あくまでも寄贈者の考え、寄贈の方の考え方を尊重するという形をとりますので、今の段階では銀行等に積んで、あとその維持管理となると毎年庭の清掃、それから草刈りとか、それからそういう形のものに経費がかかりますので、そちらのほうに使って、整備計画の国と県のほうに申請をして、補助金が起きればその中で基金をどういう取り扱い

いをするかを検討していきたいと考えております。

今の段階では一応預金という形で考えております。それで、一般の財源の確保に、プラスについて先ほど答弁しましたように今の段階ではまだ決めておりませんので、今後もその中の検討をしていきたいと考えております。

一応そういうことでございます。

○5番（田口幸一君） 今2回目で質疑をしたので、漏れがあります。

これは答弁書で私がお聞きしたのは、今小野部長のこのところですけど、参考資料第1ページ下に記載した外部委員5人と内部委員2人による計7人の委員により実施いたしました。この外部委員5人と内部委員2人はどうなっておりますか。

もう3回目ですから……

○議長（玉利道満君） 田口議員、答弁がまだありませんので、座ってください。

○行政管理監（有村正美君） 指定管理者の外部委員と内部委員をとということでございましたけれども、外部委員といたしましては財務会計等について専門的知識を有する方ということで税理士の方を1人、それから法律等について専門的知識を有する方ということで大学講師の方をお一人、それから市民代表といいますか、利用者代表ということで3人の方をお願いしております。

それから、内部委員につきましては副市長と教育長でございます。

以上です。

○5番（田口幸一君） さっきは漏れがあったから2回目、今度で3回目、これまでですが、この議案第91号のこれは森山家のこの国登録有形文化財ということで、非常に私もこの場所に行ってみましたけど、今答弁にもありましたが、来訪者はどうかというお尋ねに対して、まち歩き程度の人しか今来ておられないということです。じゃあ、私もその1人だったと思います。

この第2回目の質疑の中で、2点目でお尋ねした来訪者への説明、ガイドはどのようになっている、これは今後の問題だと思うんですがどのように考えていらっしゃいますか。

それと、繰り返しになると思うんですけど、利子は今低金利であるということで、この500万円の元金を取り崩していろんな修理とかそういうパンフレットをつくったり管理運営を行っていく考えなのか、そこをお聞かせください。

○教育部長（小野 実君） お答えいたします。

森山家の整備に関してでございますが、一応今回今後の検討して、こちらで検討しているのが26年度において基礎資料の調査、それからあそこにいろんな資料がありますので、その発掘調査を含め、それから27年度にこの整備計画の設置委員会等を設置しまして実施設計を行い、それから28年度において主要施設の整備を図り、29年度において駐車場、隣に駐車場を一応購入しておりますので、その買戻しとトイレ整備、こういう形の計画を持っております。

それと、公開につきましてでございますけれども、一応国の指定になりますと、あの森山家の施設につきましては外側は全く手をつけることができませんので、ただ中のほうはどういう形にしようか、

それはもう可能になりますので、一つの案としては他のいろんな国指定のところに、あと中にそば屋さんをつくったり、そういうものは可能になってまいりますので、そういうのを含めた中の整備計画等を今後検討していきたい。

ただし、この基金につきましては、先ほど言いましたように庭木の剪定とか、外の庭の整備とか、こういうのに経費がかかりますので、もし今後その基金から取り崩して維持費にもっていったり、さっき言いましたような整備計画でその中の一部という形で基金の取り崩し、そういうことも検討して、今後の中の検討の課題だと思っております。

○議長（玉利道満君） これで田口議員の質疑を終わります。

田口議員と重複している質疑者が里山議員です。質疑ありませんか。

○23番（里山和子君） この市への消費税の施設利用料、使用料の影響額が4,000万円ということで、水道料金が約3,300万円と下水道処理施設使用料が約160万円ということで、これを合わせますと3,460万円になり、4,000万円から引きますと残りの影響額というのは540万円ぐらいとなりますけれども、私はそれぞれ個別に49件影響額をお聞きしたかったんですけれども、長くなりますので資料でこれは示していただけないかと思うんですが、議長いかがでしょうか。

540万円の内訳といいますか、個別にどの使用料が幾らぐらいふえるかということ。それぞれというのはその意味だったんですけど。

○議長（玉利道満君） 里山議員、後で協議をして回答します。

○23番（里山和子君） はい。できれば資料でいただきたいと思います。

消費税というのは国税ではあるんですけれども、地方自治体へも1%還元がありますし、また市民ももちろん影響は受けるわけですが、このように市も施設使用料、利用料に消費税をかけており、また市が払う消費税ももちろんあるわけですね。

総体をやっぱり知る必要もあると思うんですけれども、税務課長にお伺いしますが、消費税の滞納額が国税に占める割合はどのくらいあるかご存じなのでしょうか、ご存じでしたらお知らせください。

○総務部税務課長（平田 満君） ただいまのご質問ですが、国税についてのその消費税の滞納額は把握しておりません。

○23番（里山和子君） ちょっと私きのうは勉強しまして調べてみたんですけれども、2009年度で全体の国税の滞納額が7,477億円ある中で消費税の滞納額が3,741億円、約50%の滞納額になっているということがわかりまして、特別にこの消費税というのは厳しく取り立てている中でもこのように滞納額が多い、払いにくい税金だということがわかったわけでございます。

それからもう一つ、大企業に非常に有利な税金だということでお聞きしますが、消費税還付金というのが輸出戻し税とよく通常言われてますけれども、これの一番たくさんもらっている、輸出戻し税を一番たくさん出で、その利益を得ている企業は上からどういう企業があるんでしょうか。大体年間どのくらいなんでしょうか。

○総務部税務課長（平田 満君） ただいまの輸出関係の戻し税ですが、その関係についても数字は把握しておりません。

○議長（玉利道満君） 重複項目の質問を終わります。

次に、川辺信一君議員の質疑を許します。

○12番（川辺信一君） 議案第89号の始良市の税条例の一部を改正する条例の件で、1つは特別徴収税額等の変更があった場合とはどのような状態か示せ。

2つ目は、上場株式等による場合と非上場株式の分離課税の税率はどうなっているのか尋ねる。

3点目に、平成26年より株式の分離課税の税率が20%に引き上げられるが、この条例との関連はどうか。

以上です。

議案第95号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市文化会館）、1、現在の運営に関して使用料の収入を差し引いた市の年間負担額、支出について尋ねる。

2点目は、公募の応募団体が2社ということだが少ないと考える。指定管理者制度の目的に沿ったものであるのか問う。

以上です。

○市長（笹山義弘君） 川辺議員のご質疑については、副市長がお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第89号 始良市税条例の一部を改正する条例の件についての1点目のご質疑にお答えいたします。

公的年金から住民税の特別徴収がされている納税義務者の方で、毎年6月に送付しております住民税の納税通知以降に、例えば医療費控除等の所得控除額や年金所得金額などに変更が生じて、当該年度の年税額が変更になる場合などが想定されます。

2点目のご質疑についてお答えいたします。

上場株式等並びに非上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税の税率は、本則20%で、うち所得税15%、住民税5%であります。個人の上場株式等に係る譲渡所得等につきましては、本年12月31日までの特例措置として軽減税率10%で、うち所得税7%、住民税3%となっております。

3点目のご質疑についてお答えいたします。

株式等の分離課税の税率は平成26年1月から一律20%になりますが、これは15年度の税制改正において、個人投資家の積極的な市場参入を促す観点から、特例措置で10%軽減税率とされていたものであり、公平性や金融商品間の中立性の観点から、20%の本則税率にすべきとの議論があり、たびたびの措置延長を経て23年度の税制改正において、本年12月31日をもって終了することとされました。

従いましてこのたびの改正は、上場株式等の配当・譲渡所得等における損益通算の範囲拡大と、株式等に係る譲渡所得等の分離課税制度の再編が主であり、28年1月1日から施行されることから、直接的な影響はないと考えております。

次に、議案第95号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市文化会館）についての1点目

のご質疑についてお答えいたします。

議員仰せの市の年間負担額とは、市が委託料として支出する指定管理料のことを指していると解しておりますが、本年度予算では4,024万4,000円となっております。

2点目のご質疑についてお答えいたします。

市におきましては、今回の指定管理者選定手続にあたりまして、本年8月30日から市ホームページで、また9月2日付の市報において、指定管理者の募集について掲載したところであります。

お手元の参考資料にも掲載しておりますとおり、募集要項の配布を9月2日から同月30日まで行っております。

また、9月9日には、加音ホールにて現地説明会を開催し、現指定管理者を含む4団体が参加いたしました。

さらに、電話による問い合わせ等も数件あり、適切に対応してきたところであります。

その結果、応募団体は2団体ではありましたが、市としましてはホームページ、市報により十分周知を図り、対応できたものと認識しております。

また、市といたしましては、始良市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び平成23年度に策定した指定管理者制度に関する指針に基づき、適切に事務手続を行ったところであります。

以上、お答えいたします。

○12番（川辺信一君） 議案89号について質疑をします。

1つ目は特別徴収とは源泉徴収のことと理解していいのか、2点目は株式の譲渡所得は分離課税で市民税の所得割に反映されないと理解しておりますが、どうですか。

この議案書の中で第19条の2の記述に、第34条の2の規定の適用がある場合にはその適用後の金額の100分の3に相当する市民税を課するというのは、どういう場合に適用されるのかという点をお尋ねします。

それと、議案95号について、指定管理料が年間4,024万円というのは、始良市の指定管理料としては一番金額が大きいのかどうかというのですよね、2点目は2団体の公募があった、応募があった2団体のそれぞれの提示の指定管理料は幾らであったのか。

3点目は、指定管理者制度の目的は、民間のノウハウを生かしてコストの軽減を図ることだが、というふうに認識しているのか。

4点目に、文化会館もできて、指定管理者になってから大体10年という説明がこの間ありましたが、指定管理料の推移はどうなっているのか、当初からして軽減されているのかどうか、金額を教えてください。

そして第5点目に、指定管理者候補者選定等委員会にはなぜ議会代表が含まれていないのか、選任すべきではないのかお尋ねします。

○行政管理監（有村正美君） まず、指定管理のほうからお答えしたいと思います。

平成25年度の2,024万円は市で大きいのかということでございますが、今現在40の施設を指定管理に出しておりますが、その中では一番、すいません、管理料はちょっと調べてきておりませんが、総体額としては大きいほうのようでございます。

それから、2団体の管理料が幾らかということでございますが、議案書と一緒に配付いたしました

参考資料のところでございますが、3ページのところに、これは管理料でなくて全体額でございますけれども、2社目はA団体ということで5年間で3億2,058万円と明記しているところでございます。

それから、指定管理者の目的、この制度の目的をどのように認識しているかということでございますが、先ほど川辺議員のほうがおっしゃったとおりのことでございまして、一言で簡単に言いますと公の施設の効用を最小のコストで最大限に発揮させるということでございます。

指定管理者に関する指針も設けておりますが、そちらのほうでは若干長い、少し長い文章で、多様化する市民ニーズにより効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的としているというふうに明記しているところでございます。

それから、10年たつけれども管理料の推移はどうかということでございましたけれども、手元の資料では22、23、24の決算額しかございません。

これは管理料ではなくて、すいません、管理料ですね、でございますが、22年度からは副市長が答弁をいたしました額と全く同額でございます。

それから、この選定委員会のほうに議会のほうが、そういう委員が入ってないのはなぜかということでございましたけれども、指定管理候補者の選定につきましては、客観的な観点から公正公平に選定する必要があるため、指定管理候補者等選定委員会で審査するというふうにしております。

その選定委員会の要綱がございまして、その中には法律及び財務会計等について専門的知識を有する方2人、先ほど田口議員が言いましたけれども、税理士の方と大学講師の方が入っていただきました。

それから、市民代表が4人以内、それから市職員が3人以内というふうに規定しておるためにそのような形になっておると思います。

以上です。

○総務部税務課長（平田 満君） お答えいたします。

先ほど3点ほどご質問いただいたと思いますが、特別徴収について、これは源泉徴収のことを意味するのかということでございますが、この特別徴収と申しますのは、いわゆる天引き、今回ののは年金所得に係る特別徴収でございますので、年金所得のある方で住民税の所得割等が発生した場合には、その年金給付の――2か月に1回ございますけれども――そのところでいわゆる住民税額を天引きさせていただきますということが一応特別徴収ということになります。

それから、株式譲渡についてですが、これはやはり株式譲渡につきましてはその株式のいわゆる損益、配当とか、あるいは譲渡によって損益があるかと思いますが、それによって最終的に年間の中で所得が生じた場合には当然住民税のほうも所得割という形は課税されていくことになるということでございます。

それから、いわゆる100分の3のところですが、今回附則19条の2の第1項ということで最初の説明でも申し上げましたが、これまでからしますといわゆる公社債等の利子等も含んで株式と全体で損益の通算ができるようになったということで、それを全体を含んで最終的に住民税の計算をする際に特例として100分の3の課税ということでございます。

以上でございます。

○12番（川辺信一君） 今の89号から質問、質疑しますが、この分離課税というのはそもそも所得割に住民税の、市民税の所得割に反映されないものだと思っておりますが、今の説明を聞いたら譲渡益、配当があった場合は、市民税の所得割に反映されるというような説明だと思いましたが、そうなるのかという点です。

それと、95号につきまして、候補者が引き続いて指定管理者となったわけですが、他の団体の名称を教えてくださいというのと、その金銭的な指定管理料としての市の負担の差別的なものは、そのほかの他の団体との差はどうだったのかということです。

それと、4,024万円の税負担ということで、指定管理料になっておるんですが、例えば市の事業の入札にしても金額が4,000万円以上とか仮になった場合、2社で入札とかそういった選定というのがあまりないのではないかとっておるんですが、それと周知期間が1か月ぐらいということで非常に短いと思っております。

その結果、2社しか応募がなかったという点をどういうふうに考えているのかという点をお尋ねします。

○行政管理監（有村正美君） 指定管理のほうで答えいたします。

候補者が今回選定された、指名されたわけでございますけれども、相手方のほうの名称はここでは差し控えさせていただきたいと思えます。

それから、2社との金額の指定管理料の差ということでございますが、今回の文化振興公社とA団体と比べますと、加音ホールのほうが、これ5年間でございますが、5年間で232万円、文化公社のほうが高いです。

それから、2社選定で周知期間が短かったがということでございますけれども、これも答弁書のほうでありますように、説明会では4団体が来られているところでございまして、それ以外にも電話による問い合わせもありまして、これはちょっとカウントはいたしておりません。

周知期間が1か月で短いのではないかとございしますが、他市町村も調べてみますとやはり1か月程度ということでございまして、ホームページに9月2日で載せたところ、もう早速9月9日、1週間後には4団体が来たということで、これについては短いというふうには感じておらないところでございます。

それからもう一点、すいません、もう一点、税務課長が答弁した後にもう一回答弁いたします。すいません。

○総務部税務課長（平田 満君） 先ほどの説明はちょっと説明不足で申しわけございませんでした。

おっしゃいますように、いわゆる株式譲渡等については申告分離課税となりますので、その分はいわゆる住民税の所得割という形には反映されません。以上でございます。

○行政管理監（有村正美君） 失礼いたしました。

先ほど入札の留保のような発言をされましたけれども、指定管理者制度につきましてはこれは入札ではございません。

指定管理者制度というのは、公共サービスの推進の確保という要請を果たす最も適正なサービスの提供者を議会の議決を経て指定するものでございまして、単なる価格競争による入札とは全く異なっ

ております。

そのために総合的に指定管理料が高い低いとかいうことではなく、総合的に委員の方が判断していただきまして、いわゆる価格ではなくてサービスがどちらのほうがより市民レベル、市民目線でいいのかというようなことで判断していただいているところでございます。

以上です。

○議長（玉利道満君） これで川辺議員の質疑を終わります。

次に、23番、里山和子議員の質疑を許します。

○23番（里山和子君） 議案第89号 始良市税条例の一部を改正する条例の件について質疑をいたします。

これまでの株式等に係る譲渡所得等の分離課税について、上場株式等による場合と非上場株式いわゆる一般株式等による場合を、別々の分離課税制度に再編されたことに伴う課税特例などによる始良市への影響額はどのようになるのか伺います。

議案第90号 始良市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件について伺いますが、条例改正による市民への影響はどのようになってくるのか伺います。

議案第94号 公の施設の指定管理者の指定に関する件で、始良市働く女性の家について伺います。市が維持管理していた時と現在の指定管理者の管理では、講座数、施設の利用者数にどの位の差が出てきているのか伺います。

また、トイレやクーラーの設備など、利用者が満足する施設になっているのか伺います。

以上です。

○市長（笹山義弘君） 里山議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第89号 始良市税条例の一部を改正する条例の件についてのご質疑にお答えいたします。

平成25年度の住民税に係る課税状況調べによりますと、24年中に株式等の譲渡所得等があった納税義務者数は142人で、その課税所得金額は1,209万円となっており、このうち非上場株式等に係る譲渡所得の該当者は3人であります。

今回の改正により、上場株式等と非上場株式等の譲渡所得等は、別々の分離課税に再編され、損益通算できなくなりますが、現状を見ますと非上場株式の該当者はわずか3人であり、むしろ上場株式等から特定公社債等の譲渡所得等まで損益通算の範囲が拡大されることに伴い、特例公社債等の利子も課税特例の適用を受けるようになるため、総体的に見ますと納税者に好影響を及ぼすのではないかと考えております。

次に、議案第90号 始良市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件についてのご質疑にお答えいたします。

平成25年度における国民健康保険税の課税状況によりますと、被保険者のなかで24年中の株式等に係る譲渡所得等を申告している被保険者は、全体の約0.3%にあたる64人ですが、そのうち所得を得ている方は19人で、所得金額は約725万円となっており、残りの45人は損失が生じております。

今回の一部改正条例が施行されます平成29年度からの国民健康保険税への影響につきましては、住民税と同様に上場株式等と特定公社債等の間での損益通算が可能になるため、上場株式等に係る譲渡所得等のある被保険者にとりましては、好影響も期待されますが、該当者が少ないことから総体的には影響は少ないと予想されます。

次に、議案第94号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市働く女性の家）についてのご質疑にお答えいたします。

働く女性の家は、平成22年度まで市が維持管理を行っていましたが、23年度から指定管理施設として株式会社総合人材センターが管理運営を行っております。

講座数と受講生につきましては、平成22年度は34講座に延べ9,473人、23年度は27講座に延べ9,152人、24年度は30講座に延べ9,245人の受講生があり、受講生の数はわずかに減少している状況にあります。

また、施設利用者につきましても、平成22年度が3万609人、23年度が2万9,034人、24年度が2万8,591人となっており、やや減少傾向にあります。

同施設は、昭和61年4月の開館以来28年が経過しており、毎年行っている利用者アンケートの調査結果によりますと、トイレの洋式化や軽運動室、調理室へのクーラー設置を望む声がありますので、今後検討をまいります。

以上、お答えいたします。

○23番（里山和子君） 議案第90号のところで、残りの45人は損失が生じておりますというふうに答弁がされているんですけれども、この損失が生じている方々への影響はどうなるのでしょうか、お知らせください。

それと、議案第94号ですけれども、平成22年度は市が維持管理を行っておったというふうに書かれておりますが、働く婦人の家では34講座、9,473人、市がやっているときにはやったんですけれども、指定管理者になった23年度は27講座、7講座減ってるんですよ、利用者も減っておりますが、300人ぐらい減ってますよね、24年度は4講座減ってますけれども、これも市がやっているときと比べると200人以上ちょっと減ってますよね、それから施設利用者についても市がやっていた22年度は3万609人、その明くる年は2万9,034人ですから1,600人近く減ってるわけですよ、24年度もまた500人ぐらい減ってるんですけれども、このように講座数も減り、利用者も減り、施設全体の利用者も減ってきているんですけれども、また市の維持管理に戻すとか、今回この同じように指定管理者を指定している議案が出ているんですけれども、今のままでいいと考えていらっしゃるのかどうか、そういう考えだから出してこられたんでしょうけれども、もうちょっとやっぱりこの働く婦人の家というのは市がやっていたときは非常に親しまれていて、講師も多く、利用する人もいっぱいあったと思うんですけれども、このような状況をどのように考えていらっしゃるのか、そのあたりをお聞かせください。

○総務部税務課長（平田 満君） お答えいたします。

譲渡所得等について45人の方が損失が生じていると、これへの影響はということでございますが、いわゆる譲渡所得等の申告分離課税の中でいわゆる損益をした場合に、結局もうマイナスが出ますと所得はないというふうになりますので、直接的には税額への影響はないというふうに考えております。

○企画部次長兼商工観光課長（久保博文君） お答えをいたします。

指定管理制度導入に伴いまして、先ほど市長が答弁いたしましたとおり利用者数等につきまして減少している実態がございます。

講座数等につきましては、直営時代の講座の内容で類似の講座数等をちょっと整理をしたというように聞いております。

しかしながら、減少しているわけでございますので、その要因といたしましては姶良市内への企業進出等も考えられるわけなんですけれども、いわゆる利用者の内訳を見てみますと、働いている女性の方、それから勤労者家庭の中におられる女性の方の区分で見えますと、働いている女性の割合が相当減少しているということで、先ほど申しましたけれども、いわゆる新たな雇用の創出等によりまして昼間を中心にその利用の機会が減っているのではないかというのも一つ考えておりまして、いわゆる昼間に開かれています講座を夜間、もしくは土曜日曜日等にシフトするなど、そのようなこと等を含めまして指定管理者と協議をしてみたいと、このように考えているところでございます。

以上です。

○23番（里山和子君） いろいろそういう工夫もされながら、指定管理者もまたいいところを、もうちょっと利用者数がふえるようなところをまた検討されるべきだと思うんですが、そのあたりはどうかと、どのように考えていらっしゃるかどうか。

それから、これやっぱ施設がトイレが洋式化にもなってないし、クーラーもないところがあるんですよ、ですからそういう施設整備も急ぐ必要があるんじゃないかと思いますが、そのあたりどうでしょうか。

○企画部次長兼商工観光課長（久保博文君） 指定管理の制度につきましては、制度自体公募で行っておりまして、先ほど行政管理監のほうで答弁したとおりであると考えております。

それから、施設についての整備ということでございますけれども、これにつきましては先ほど市長が答弁いたしましたとおり今後検討していきたいと考えているわけでございますけれども、働く女性の家は開館から28年という歳月が流れておりまして、施設自体の経年劣化というようなことも考えております。

したがって、施設改修の実施の必要性など、総合的な視点で実施時期等を含めまして検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（玉利道満君） これで里山議員の質疑を終わります。

次に、24番、堀広子議員の質疑を許します。

○24番（堀 広子君） 議案第92号から96号の公の施設の指定管理者の指定に関する件について質疑いたします。

まず1つに、指定管理者の指定の申請においては住民サービスを効果的・効率的に提供するため、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましいが、施設の管理運営を全て更新とした理由は

何かと。

2つ目には、指定の期間をこれまでの3年から5年とした理由は何か、以上2点についてお伺いいたします。

○市長（笹山義弘君） 堀議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第92号から議案第96号までの公の施設の指定管理者の指定に関する件についての1点目のご質疑についてお答えいたします。

今回上程しております議案については、別冊の参考資料1ページの上段に指定管理対象施設等に所管課ごとの応募の状況をまとめております。

今回すべての施設は公募により申請受付を行っており、この表の右から2番目の応募団体数の欄にあるとおり、それぞれの施設に対し複数の団体から応募の申請をいただいたところであります。

なお、蒲生ふるさと交流館につきましては、公募したにもかかわらず1団体のみの応募でありました。

また、先の田口議員のご質疑にお答えしましたとおり、審査は指定管理候補者選定等委員会において、5人の外部委員を含む7人の委員により、プレゼンテーション及び審査を行ったところであります。

市といたしましては、これらの審査結果に基づき、今回議案を上程したところであり、施設の管理運営について、公募の結果として新たに5年間の協定を締結するものであります。

2点目のご質疑についてお答えいたします。

市におきましては、平成23年7月に指定管理者制度に関する指針を策定し、同年12月に市議会に報告するとともに、議員のみなさまにも配付させていただきました。

指定期間については法令上の定めはなく、合併前後においてはこの制度の導入直後ということもあり、一部の施設を除き、ほとんど3年間を指定の期間としておりました。

指定管理者が利用者サービス向上の一環として初期投資を行い、利用満足度を高める取り組みも行われていることから、この指針の4ページには、指定期間については、指定管理者が施設の管理運営に習熟し、成果を発揮するため、また指定管理者の安定的な経営を確保するためには、一定の期間を要する一方で、合理的な理由なく長い期間とすることは、管理が適切かつ効果的、効率的に行われているかを見直す機会が減少するとともに、競争性の確保が困難になること等を考慮し、本市の場合5年を標準とする旨を規定しております。

このようなことから、今回選定するすべての施設につきましては、指定期間を5年としたところであります。

以上、お答えいたします。

○24番（堀 広子君） まず、選定委員の件は先ほど来出ておりますが、私はこの外部委員の件でお尋ねいたします。

この外部委員を適用されたのはいつからなのか、そしてまたこの外部委員の任期はどうなるのかお伺いいたします。

それから、5年を標準とする旨を規定したということですが、これは施設の設置目的は実

情を踏まえてこの期間が定められたことかと思いますが、現在指定管理者5年を超える施設があるのかどうか、ご答弁では一部の施設を除きほとんどが3年間ということでございますが、5年以上があるのか、この一部の施設というのはどういうところなのかお伺いいたします。

○行政管理監（有村正美君） お答えいたします。

外部委員はいつからこの選定委員会に入ったかということでございますが、今年度、今回の委員会からでございます。これは任期は1年、1年といいますか3月31日までということでございます。

それから、5年以上があるかということでございますが、始良市におきましては5年以上というのはございません。今回3年というものも含まれておりますが、今回のものを全て5年とすれば今40施設全て5年の管理期間になると思います。

それから、一部を除きという、一部を除きほとんど3年というこの表現の中では加治木の特産売り場いわゆるふれあい物産館ですかね、あそこが指定管理制度導入時に山形屋ストアさんが入られたんですけれども、初期投資がかなり大きいということで、3年でやればその初期投資が回収できないというようなこともございまして、安定的な経営を確保するために5年としたことがあったようでございます。

以上です。

○議長（玉利道満君） これで掘議員の質疑を終わります。

以上で日程第1、議案第88号から日程第10、議案第97号までの一括質疑を終わります。

ここで暫く休憩します。11時半、10分程度といたします。

（午前11時18分休憩）

○議長（玉利道満君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時29分開議）

○議長（玉利道満君） これより議案処理に入ります。議案処理につきましては、先に配付しました議案処理一覧によって処理します。

日程第1、議案第88号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例制定の件から、日程第3、議案第90号 始良市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件までの3案件は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。したがって、日程第1、議案第88号から日程第3、議案第90号までの3案件は、委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（玉利道満君） 日程第1、議案第88号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例制定の件について討論を行います。討論はありませんか。

○23番（里山和子君） 議案第88号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関

する条例制定の件について、反対討論をいたします。

確かに安倍総理は来年4月から消費税率を5%から8%に値上げすることを決定し、来年4月1日から施行されることになってはおりますが、年金は削られ、給料は上がらない、公務員の方は給料減額もされました。

こういう国民生活の中でこの上に消費税が3%上がって生活できるのか、社会保障も生活保護切り捨てを初めとして、70歳から75歳の高齢者の医療費は1割から2割負担へ値上げが検討されており、また介護保険料、介護保険の利用料も上げるというようなことも今もうきのう決まったんじゃないですかね、さらに後期高齢者医療保険料等、上がり続ける中、社会保障も後退する中で、とても消費税増税に賛成できない国民が多数いるということがまず1点。

それから、消費税は中小零細業者に過酷な税金だということで、滞納額の一番多い税金ということもあまり知られておりませんがご紹介したいと思います。

2010年度で消費税は350万件の納税者のうち63万件が滞納で、約18%ということです。2010年国税滞納額6,836億円のうち消費税滞納額は3,398億円、49.7%を占めております。申告所得税1,264万円、法人税1,024万円と比べれば、約3倍ぐらいの滞納額となっております。

また、大企業に有利な税ということでは、消費税還付金、輸出還付金が上位10社のうちトヨタ自動車株式会社で2,246億円、ソニー株式会社で1,116億円、日産自動車株式会社で987億円、株式会社東芝で753億円、キャノン株式会社で749億円等となっており、総額8,698億円、全体の還元金が2兆5,000億円ぐらいですから、上位10社で全体の約3分の1を受け取っている計算になり、大企業は消費税が上げれば上がるほどもうけがふえる、笑いのとまらない税金となっております。

また、世にも不思議な消費税が、消費税収がマイナスの税務署というのが全国にありまして、愛知県の豊田税務署では、ここはトヨタ自動車があるところですが、マイナス1,154億円、マツダ自動車がある広島県の海田税務署ではマイナス304億円、神奈川県神奈川税務署、日産があるところですが、マイナス280億円という、とる消費税よりも払う税収のほうが、消費税が多くてマイナスになっている税務署も世の中にはあるということでございます。

このように庶民に冷たく、中小零細業者に過酷な税であり、大企業には笑いのとまらない矛盾に満ちた消費税、しかも社会保障がよくなる見込みもない、このような消費税増税に納得できるものではありません。

家とか車、電化製品、食料品はもとより、飲み水にまで係る消費税率が上がった上に、また市の施設の使用料、利用料、特にこの水道代とか下水道の使用料、利用料が非常に多くを占めておりますけれども、全額で、総額で約4,000万円の消費税を始良市で上げるということは、二重、三重の値上げであり、市民の暮らしはとても安心安全と言えるものではありません。

県内一安心安全なまちをつくると言っておられるのは笹山市長ではなかったのでしょうか。

国保税も県内で4番目に高い税額になっておりますが、消費税増税の提案も早過ぎます。もっと慎重に市民の暮らしの実態をよく見つめていただきたいということを申し上げまして、反対討論といたします。

以上です。

○議長（玉利道満君） 次に、原案に賛成者の討論を許します。

○5番（田口幸一君） 今反対討論をされました里山議員の趣旨はよく理解できますが、私は国のほうで消費税値上げを決めたわけですが、来年の4月1日から、まず我が国は1,000兆円以上の借金を抱えている。

2点目、里山議員も言われましたが、社会保障をそしたら何で賄っていくかと、年金とか医療とか福祉、これはもう差し迫っている大きな課題だと思います。

市長が今議会に提案されましたが、そのような点から私はこの議案には賛成いたします。

○議長（玉利道満君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） これで討論を終わります。

○議長（玉利道満君） これから議案第88号を採決します。この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立多数です。したがって、議案第88号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例制定の件は原案のとおり可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第2、議案第89号 始良市税条例の一部を改正する条例の件について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから議案第89号を採決します。この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立全員です。したがって、議案第89号 始良市税条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第3、議案第90号 始良市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから議案第90号を採決します。この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立全員です。議案第90号 始良市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第4、議案第91号 始良市森山家保存整備基金条例制定の件から、日程第9、議案第96号 公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市蒲生ふるさと交流館）の6案件につきましては、先に配付しました議案処理一覧表のとおり所管の常任委員会に付託します。

○議長（玉利道満君） 日程第10、議案第97号 字の区域を変更する件は会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。したがって、日程第10、議案第97号は委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（玉利道満君） 日程第10、議案第97号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから議案第97号を採決します。この採決は起立によって行います。本案を決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（玉利道満君） 起立全員です。したがって、議案第97号 字の区域を変更する件は可決されました。

○議長（玉利道満君）

日程第11、議案第98号 平成25年度始良市一般会計補正予算（第10号）

日程第12、議案第99号 平成25年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）

日程第13、議案第100号 平成25年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第2号）

及び

日程第14、議案第101号 平成25年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定補正予算（第1号）

までの4案件を一括議題とします。

○議長（玉利道満君） これらの案件については、11月25日の会議で提案理由の説明を受けておりますので、一括質疑に入ります。

なお、6名の議員から質疑の通告がなされております。順次発言を許します。

まず、5番、田口幸一議員の質疑を許します。

○5番（田口幸一君） 議案第98号 平成25年度始良市一般会計補正予算（第10号）の件、4ページと21ページに、4ページは歳入、21ページは歳出です。

子ども子育て総合推進事業システム構築委託料946万1,000円は、平成25年度当初計画はなかったのか、単年度事業か、どこに委託するのか、事業の内容を問う。

同じく議案第98号 平成25年度始良市一般会計補正予算（第10号）、23ページ、不妊治療費助成

180万円は何人分か、制度は何年度から始まったのか。

議案第98号 平成25年度始良市一般会計補正予算（第10号）、23ページ、住宅用太陽光発電設置補助金1,000万円は当初予算2,000万円でスタートしたと考えるが、財源は一般財源か。（発言する者あり）

それじゃ、今同僚議員から、もう全部、議案第98号です。25ページ、始良市農業環境整備事業委託料146万円、始良市コミュニティビジネス開発事業委託料82万円、始良市コミュニティビジネス開発事業（農産物）委託料100万4,000円は新規事業か、単年度事業か。

また、3つを具体的に説明せよ。

27ページ、有害鳥獣捕獲事業補助金118万6,000円は補助団体はいくつか。捕獲したものはどのように処理するのか。有害鳥獣にはどのようなものがあるのか。どこに出没するのか。

27ページ、林業専用道開設工事3,520万円は、フノ木線の場合はどこか。幅員、延長はいくらか。年度内に工事が完了するのか。

今度は違います。議案第99号 平成25年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）、5ページ、医療給付費分現年課税分1,100万円、後期高齢者支援金現年課税分500万円は実績見込みか。当初予算の見込みはどうだったのか。職員が徴収努力したからなのか。

7ページ、普通調整交付金4,368万6,000円、11ページ財政調整交付金3,556万円は毎年この時期に交付決定されるのか、それとも医療費の伸びによるものか。

13ページ、前年度繰越金2億4,121万9,000円は、国保財政が安定したということか。

15ページ、診療報酬4億円、17ページ、高額療養費1億円は、提案要旨にあるように医療費の伸びが大きいとあるが、年度末の見込みをどのように想定しているのか。基金はどうなっているのか。

議案第100号 平成25年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第2号）について、13ページ、サービス給付費1億1,400万円、15ページ、サービス給付費3,500万円の内容の説明を求めます。

議案第101号 平成25年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定補正予算（第1号）、6ページ、ケアプラン作成委託料419万9,000円の詳細な説明を求める。要支援認定者の内訳を示せ。地域包括支援センターの組織を示せ。

議案第98号 平成25年度始良市一般会計補正予算（第10号）、33ページ、共済費の社会保険料231万6,000円は、この時期に補正とは額が大きいですが内容を説明してください。

以上です。

○議長（玉利道満君） ここで休憩いたします。午後1時開会いたします。

（午前11時48分休憩）

○議長（玉利道満君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後0時58分開議）

○議長（玉利道満君） 執行部の答弁を求めます。

○市長（笹山義弘君） 田口議員のご質疑には副市長がお答えいたします。

なお、教育関係のご質疑につきましては、教育委員会がお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第98号 平成25年度始良市一般会計補正予算（第10号）についての1点目のご質疑について、笹井議員、堀議員及び吉村議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

子ども子育て総合推進事業につきましては、平成27年度からスタートする子ども子育て支援新制度の業務を円滑に行うためにシステムを構築するもので、単年度事業であります。本年度に入ってシステム仕様が示されたことにより、平成25年度当初では予算化はしておりません。

このシステムでは、児童の保育を希望する保護者に対し、事前に幼稚園や保育園の区分などを記載した認定証の交付や、国への交付申請、報告、統計等に係る情報を一元的に管理及び処理するため、国と連携して運用するものであります。

委託先につきましては、現在、市で運用しております住民基本関連、保育関連等のシステムとの密接な連動が必要であるため、これらを委託している行政システム九州株式会社を予定しております。

なお、特定財源として国庫支出金400万円を充当するものであります。繰越明許となる理由につきましては、内閣府が示しておりますシステム構築に関するスケジュールが、国との連携に関する運用テストを平成26年3月と5月に、電算業務の一部運用開始を同年10月とし、その後、本稼働となることから繰越明許を行うものであります。

また、児童相談支援システムにつきましては、現在、児童虐待やDV、その他、母子に関する相談者の基本情報や相談内容などを紙台帳に記録しておりますが、この電子システムを導入することにより、必要な情報を適切に管理し、迅速に検索できるようになります。そのことにより、安心して子どもを育てることができるような体制の整備や、相談事務などを円滑に行うものであります。

なお、特定財源として、県支出金500万円を充当するものであります。

2点目のご質疑についてお答えいたします。

不妊治療費助成180万円は、実績見込みによる補正の18人分であります。なお、この事業は平成23年度から実施しております。

3点目のご質疑について、笹井議員、川辺議員、堀議員及び吉村議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

住宅用太陽光発電設置補助事業のこれまでの実績は198基で、今後の見込みとしましては、今年度末までにさらに100基を予定しております。

なお、今後の見込み基数100基分の補正額1,000万円、当初予算200基分の2,000万円の財源とも全て一般財源であります。

本市の補助制度の対象は、市内にみずから居住する住宅に太陽光発電設備を設置した方であります。みずから居住し、住民登録している集合住宅のオーナーや民間の住宅所有者につきましても補助対象となりますので、引き続き補助を行ってまいります。

なお、国や地方自治体は対象となっておりませんので、市営住宅は対象外となります。

4点目のご質疑について、里山議員、吉村議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

依然として厳しい雇用情勢が続くなか、県内においても企業の倒産や大企業の工場閉鎖に伴う失業者への雇用対策が喫緊の課題となっております。

このため、国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金を財源とした起業支援型地域雇用創造事業の第4回目の追加募集がありましたので、今回、地域に根差した雇用創出に資する事業を実施することで、

失業者の雇用の場を確保し、生活の安定を図るとともに、委託先の企業の成長等により地域の安定的な雇用の受け皿を創出するものであります。

この新規事業の執行期間については、開始した月から最長１年間の事業として実施でき、この執行実績に基づき全額を県から補助金として交付を受けるものであります。

まず、始良市農業環境整備事業委託料の146万円は、旧３町の農業振興地域整備計画書を新たに始良市農業振興地域整備計画書として作成するために、地籍・字図・農家台帳などの資料収集及び照合、耕作放棄地や遊休農地の再生可能性調査、基礎資料、計画附図作成等のための委託料であります。

次に、始良市コミュニティビジネス開発事業委託料の82万円は、農産物等の６次産業化推進のための開発と、有機野菜のインターネット販売システム等の構築、中山間地域や交通の便が不足する地域への出張販売サービス事業を構築することによる農林業の振興及び新たな雇用の確保と育成を図るための委託料であります。

次に、始良市コミュニティビジネス開発事業（農産物）委託料の100万4,000円は、地域農林産物を活用した商品開発と販路拡大や、各種イベント等への出展及び市内飲食業者との連携による地産地消の推進を図るための委託料であります。

５点目のご質疑についてお答えいたします。

市が補助している団体は、始良市有害鳥獣捕獲隊の１団体であります。捕獲した有害鳥獣は、捕獲隊の隊員自身が回収するか、または適切に埋設処理することが基本であります。

本市の有害鳥獣の主なものは、けもの類ではイノシシ、鹿、猿などで、鳥類ではカラス、ヒヨドリなどであり、有害鳥獣は主に中山間地域に出没し、生活環境や農林産物に対して被害を及ぼしております。

６点目のご質疑について、笹井議員と吉村議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

林業専用道開設工事の場所は、県民の森から北側の霧島市溝辺町境に位置する北山フノ木地内であり、基幹作業道フノ木線の終点から幅員3.5m、延長1,600mを計画し、現在、平成24年度の繰越工事を実施しております。

林業専用道は、設計速度15kmで10 t 積み程度のトラックが走行できる必要最低限の規格・構造であり、工事内容は、平成25年度に24年度の繰越工事で切土、盛土などの土工を行い、今回の補正予算で計上している25年度工事で、横断排水工などの道路構造物やコンクリート路面工などの工事を実施する計画であります。

年度内完成は難しいため、平成26年度への繰越事業となり、工事期間は標準工期の200日を考えております。

次に、議案第99号 平成25年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第２号）」についての１点目のご質疑についてお答えいたします。

医療給付費分現年課税分及び後期高齢者支援金分現年課税分の補正は、本年度の調定額から積算した徴収見込み額と当初予算計上額との差額を計上したものであります。

２点目のご質疑についてお答えいたします。

普通調整交付金及び財政調整交付金の補正は、歳出の保険給付費に見合う歳入の交付見込み額の増額分を計上したものであります。

３点目のご質疑についてお答えいたします。

前年度繰越金の補正は、医療費の伸び等歳出を賄うための補正であります。

4 点目のご質疑について、堀議員と吉村議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

診療報酬及び高額療養費の補正は、医療費の増加による不足見込み額を計上したものであり、9 月末時点での一般被保険者の医療費は、対前年と比較して平均で約4.8ポイントの増加率となっております。

また、約10ポイントを超える増加率となっている月もあることから、当初予算で見込んでいた保険給付費を年間平均約8ポイントの増加率と仮定し、不足見込み額を計上したものであります。

基金につきましては、平成24年度の決算剰余積立金5,000万円を含め、現在高は1億40万円となっております。

本市の医療費の疾病分類によりますと費用額の順位では、高血圧症疾患や心臓疾患などの循環器系の疾患、統合失調症などの精神及び行動の障がい、悪性新生物の順となっております。

平成24年度におきましても、第3回定例議会にて本年度と同程度の補正予算の計上を行っております。

次に、議案第100号 平成25年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第2号）についてのご質疑について、堀議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

介護サービス給付費1億4,500万円は、要介護認定者の在宅における居宅介護サービス給付費3,100万円と、特別養護老人ホーム等における施設介護サービス給付費1億1,400万円の増額分であります。

増額の要因としましては、居宅介護サービス給付費は、要介護認定者のサービス利用の増加に伴うもので、施設介護サービス給付費は、介護保険施設における本市被保険者の入所者の増加に伴うものであります。

介護給付費の支給方法は、介護サービスに要した費用の9割に該当する額について、鹿児島県国民健康保険団体連合会にサービス提供事業者が請求し、県国保連合会において、審査の後、サービス提供事業者が費用額を支払います。

県国保連合会は、その後、同月分をまとめて保険者に請求し、保険者である本市が県国保連合会に支払う方式としております。

特定入所者介護サービス給付費3,500万円は、低所得者の入所者が介護保険施設の利用時において、施設利用が困難とならないように、所得に応じた負担限度額までを自己負担し、残りの基準費用額との差額を支給する、介護給付費の増額分であります。

なお、施設介護サービス給付費及び特定入所者介護サービス給付費が伸びた要因は、介護保険施設における本市被保険者の入所者の増加に伴うものであります。

次に、議案第101号 平成25年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定補正予算（第1号）についてのご質疑にお答えいたします。

介護予防ケアプランの作成は、地域包括支援センター以外に、利用者が希望される社会福祉法人等が運営する指定居宅介護支援事業所に対し、委託することができ、11月1日現在で33事業所に委託しております。

なお、10月31日現在の要支援者認定者数は、要支援1が806人、要支援2が415人となっております。

地域包括支援センターの業務は、介護保険制度における要支援認定者の介護予防ケアプランの作成及び地域支援事業の業務を行っており、本市においては福祉部長寿・障害福祉課の地域包括支援係が担当しております。

地域包括支援センターとしては、一つの組織として本庁4号館で事業所指定を受けておりますが、加治木・蒲生両総合支所においても業務を行っております。

○教育長（小倉寛恒君） 議案第98号 平成25年度始良市一般会計補正予算（第10号）についての7点目のご質疑について、吉村議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

この社会保険料の補正は、平成25年3月末をもって定年退職された給食調理員等と、病休に伴う代替給食調理員につきまして、25年度は長期臨時職員で対応したために生じた不足額と、本年9月に負担金率の改定がありましたので、その改定分をあわせて今回の補正で計上したものであります。

以上、お答えいたします。

○5番（田口幸一君） それでは、今、副市長のほうからと教育長のほうから答弁をいただきましたが、この答弁書に基づいてまずお尋ねをいたします。

議案98号、23ページですけど、ここで実績見込みによる補正の18人分でありますとなっております。この事業は平成23年度から実施しておりますとなっておりますが、ここでお尋ねをいたします。

平成23年度、平成24年度はどうなっておりますか。

そして、平成25年度は実績見込みによる補正の18人分でありますとなっておりますが、平成25年度は補正が18人、今まで何人だったのか。

それから、議案98号で住宅用太陽光発電についてお尋ねをいたします。

この答弁書のちょうど真ん中あたりに、当初予算200基分の2,000万円の財源とも全て一般財源でありますと、全てこれは市の財源ですね、市民税とか固定資産税、軽自動車税、ですから全て一般財源ということは、これは当初のときにも述べられたと思うんですが、これは市長にお尋ねをいたします。市長のこれは大きな政策ですか、後で答えてください。

それから、議案98号のところで、ちょうど答弁書のこの始良市農業環境整備事業、このちょうど下から何行目ですかね、有機野菜のインターネット販売システムとありますが、これは何件ぐらいあるのか。

それから、その2つ下の出張販売サービス事業というのがありますが、これを説明してください。

それから、一番下の行、各種イベント等となって、イベント等への出店となっておりますが、これを説明してください。

それから、市内飲食業者となっておりますが、これをどのように分析されるのですか。

それから、同じく議案98号で、これはページが打ってあれば私も質疑しやすいんですけど、この始良市有害鳥獣捕獲隊の1団体でありますと、この1団体は何人から構成されているのか。

それでは、今度はフノ木線ですね、それからこれは2—12、2—12のところでのフノ木線ですけど、これで工事は完了するのか、あと何m残っているのか。

今度は2—15、平成24年度の決算剰余積立金5,000万円を含め、現在高は1億40万円となっております。これは基金ですね。これについて基金は平成24年現在高は、これは25年度の現在高は1億40万円ですけど、このことについて基金は保険給付費の何倍とかありますけど、これで足りるのかどうか。

また、基金が医療費も相当伸びているようですが、値上げにつながらないのか。基金はこれで少ないんじゃないかと私は思うんですけど。

それから、2—19、ちょうど真ん中ごろに社会福祉法人等が運営する指定居宅介護支援事業所とありますけど、指定居宅介護支援事業所について、これを説明してください。

その下に11月1日現在、33事業所に委託してあります。この33事業所がわかりますか。

同じく、2—20の下になるわけですかね、これ教育委員会のほうです。平成25年3月末をもって定年退職された給食調理員等々、病気に伴う代替、代替えと読むんですか、代替給食調理員というのが出ていますけど、この定年退職された給食調理員等というのはこれ何人ですか。それと、要求に伴う代替給食調理員、これも数をお示してください。

次に、私が用意してきましたことについて……

○議長（玉利道満君） 田口議員、2回目に全部やりますか。

○5番（田口幸一君） まだ、2回目続いていますよ。今からこれ、私が勉強してきたことを今から質疑を行いますから、2回目の。

議案第98号です。このことにより、子どもが誕生した事例が何件ありますか。（発言する者あり）いや、これは議案98号ですよ。

それから、議案98号、平成25年、きょうは12月6日ですから、12月5日現在の実績は幾らか、これは太陽光発電のことについて聞いています。今その子どもが生まれたのはその前のあれです。

それから、この太陽光発電は新築のみなのか、あるいはもう既設のものも含まれるのか。それから、次年度も事業を実施、ずっと継続して実施していくのか。

それから、5点目です。この太陽光発電の補助金、10万円、1施設につき10万円の補助金が出ますが、設置者に入るのが非常に遅いという苦情の声が届いております。何か月ぐらいで設置者に入金になるのか。

これはもう、国保基金については先ほど質疑しましたので、それから同じく議案第98号、98号ですけど何人分を想定しているのか。

それから、次は農林水産部関係のことに移ります。

1点目は何人ぐらいの雇用を確保するのか、そのことによって。2点目、農業地域資源の実態調査とはどのような内容ですか。3点目、6次産業化の推進とは、始良市の現状を説明してください。4点目、どのような商品開発を行うのですか。

次は林業、フノ木線です。この林業専用道、フノ木線一帯にはどのような木々が植林してあるのですか。植林してから何年ぐらいたつのか。2点目、その材木はどのように利用されているのか。3点目、今材木の価格云々が外材とかあります。今度松原なぎさ小学校もこの始良市産の材木を使われるということですが、材木の価格はどうなっているか。ちょっと静かにしてくださいませんか。

4点目、民有林ですか、市有林ですか、国有林ですか。5点目、このことについて西部森林組合はどのようにかかわっているのか。6点目、材木の販路はどうなっているのか。そして、これをするのに木を切り出すのには作業路というのが必要になると思うんですが、作業路の計画はどうなっているのか。

○市長（笹山義弘君） 太陽光発電の施策が政策的判断かというお尋ねでございますが、私としましては国においても補助制度が実施されておりますが、ほかにもっと有利な税財源がないかということ

見ておりましたが、なかなかほかにはないということから、自然エネルギーを活用するということについては、必要なことであるということで、そのように一般財源を入れてもするべき施策であるというふうに判断したところでございます。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） 不妊治療のご質問でございます。

まず、これまでの23年度からの事業でございますが、23年度が36名、それから平成24年度が40名、それから平成25年度の11月末現在で11名、合計87名の方に助成しております。

それから、出生した子どもの数ということでございますが39名、率にして44.8%でございます。以上でございます。

○市民生活部次長兼生活環境課長（小田原 優君） 太陽光発電のことについてお答えいたします。

まず、12月5日現在という実績は幾らかということですが、今私のほうで押さえている数字が11月28日現在で198件でございます。

それから、新築のみ補助対象かということなんですが、これにつきましては新築のみではなく既存、今現在住んでいる家にも取りつけた場合にも対象となっております。

それから、設置してから、補助金交付申請してから、補助金が出るまで遅いということなんですが、私どもの始良市の補助金につきましてはJ-PEC、国のほうの経済産業省のまず許可を得て認定を受けてから、それから九電との契約、その後で始良市の補助金申請ということになります。

J-PECの経済産業省の外郭団体であります、ここの認定が出るのが大体2か月程度、それから九電につきましても大体メーター取り付けまでしてから受給契約開始になりますので、それが大体1か月から2か月程度、その後に始良市のほうの補助金申請ということになりますので、やはりかなりの年月を、月数を要することになっております。

以上でございます。

○農林水産部長（安藤政司君） 農林水産部関係につきましては、それぞれ担当課長より答弁させていただきます。

○農林水産部次長兼農政課長（大迫 久君） まず、有機野菜のインターネット販売、何件かというようなご質疑でしたけれども、インターネットによる宣伝によりまして有機野菜を販売するシステムをこれから研究する事業でございますので、そういうようなことでございます。

それから、出張販売サービス事業ですけれども、これにつきましては中山間地域とかまちの中でも買い物弱者と呼ばれる方がいらっしゃると思います。

そういった方々の要望にどのようにしたら応えられるか、その辺の研究を進めていくための予算というふうに、お願いしたいと思います。

それから、各種イベント等への出店ということでしたが、これはあいらん家うまいもんフェスタとか、加治木の秋祭りであったり、大楠どんと秋まつり等の出店の際の補助というような形でお願いするものでございます。

それから、市内飲食業者との連携ですけれども、これにつきましては現在生産者と飲食業者の間で地元の野菜を使っても、その生産者の顔が見えないといったようなところがございますので、その辺

のところをうまくつなぐようなシステムはできないかというようなことで、地産地消を推進するために今後研究していきたいという事業でございます。

それから、起業支援型の地域雇用創造事業についてですが、何人くらいの雇用を確保するのかということですが、一応3つの事業で新規雇用者を12名、ハローワークを通じてお願いしたいというふうに思っております。

事業別では農業環境整備事業で5人、それからコミュニティビジネス開発事業で3人、同じくコミュニティビジネス開発事業の農産物で4人、合わせて12名を確保する予定でございます。

それから、農業地域資源の実態調査ですが、農振地域における遊休農地、それから耕作放棄地、これの生産再生可能性への調査を現地調査をしながら行います。

それから、6次産業化の推進と始良市の現状ですが、議員もご存じのように6次産業というのは農畜産物の生産だけでなく、食品加工、流通、販売にも農業者が主体的にかかわることで、農業者の所得を向上させるのが6次産業になるわけですが、生産者が生産から加工、それから販売まで行うにはそのノウハウとか、設備投資等に資金が必要になってきますので、個人で取り組むのは非常に課題とリスクが伴うことからなかなか進んでいないのが現状でございます。

しかしながら、一例を申し上げますと、始良農産加工グループの皆さんが、始良産の赤タマネギを加工いたしまして、タマネギドレッシングとして商品化し、Aコープの店頭で週1回ですが、そのドレッシングや味噌、醤油、菓子類等を販売されているのが現状でございます。

それから、どのような商品開発を行うのかということにつきましては、始良市でとれた農畜産物を使ってそれを加工し、商品化するわけですが、そこで市場の嗜好、嗜好調査と申しますか、今何が売れているのか、今何を望んでいるのか、その辺の研究であったり、パッケージのデザイン、それから販売方法などを総体的に商品開発を行う予定でございます。

以上でございます。

○農林水産部林務水産課長（和田人司君） 林務水産課の和田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、始良市の有害鳥獣の捕獲隊は何人から構成されているかのご質問ですが、平成25年度は103人で構成されております。

また、林業専用道フノ木線は完了するのかというご質問ですが、24年度の繰越工事と今回補正をしました平成25年度の事業で完了する計画でございます。完了します。

また、フノ木線沿線に植林されている木は杉、ヒノキが植えてありまして、植えてから40年から50年がたっております。

それから、伐採された木材の利用と販路ですが、森林組合が経営する蒲生木材流通センターに山から運ばれてきて、そこで月2回木材の市が開かれます。

その市に買い手であります製材業者やチップ業者に販売をしております。その後製材されて、利用につきましては一般の住宅の建築用材とか紙パルプなどに利用されております。

また、木材の価格でございますが、この前その市が11月19日に開かれたわけですが、センターでの市での価格は杉が1m³当たり平均1万957円、ヒノキが1万5,235円でございます。前年度の今の時期に比べて高値で買い取りを行っていただいております。

また、フノ木線の場所は民有林か市有林か国有林かというご質問でございますが、1,600mの工事

区間におきましては、民有林が2筆、そして市有林が2筆でございます。

森林組合はどのようにかかわっているのかというご質疑でございますが、森林組合は材の伐採、そして山からの運搬、販売までを行っております。

作業路の計画はということでございますが、まずは幹線となるこの林業専用道フノ木線を開設しまして、その後に森林組合と路網の整備を協議いたしまして、作業路や集材路などを計画していきたいと考えております。

以上でございます。

○福祉部次長兼長寿・障害福祉課長（諏訪脇 裕君） 議案第101号、2点ほど、介護保険サービス事業勘定でご質疑をいただきました。お答えいたします。

まず、指定居宅介護支援事業所とはどういうものかということでございますが、この事業所は在宅において要介護、認定者、要支援認定者が介護サービスを利用するためには、介護ケアプランをつくらなければいけません。この介護ケアプランをつくる事業を行うところでございます。

それから、33法人はどこかということでございますが、委託先といたしましては市の社会福祉協議会、在宅ケアセンターさざんか園、やすらぎの里、ろうけん始良、加治木望岳園、大楠苑など市内19法人、始良郡医師会、ニコニコ介護相談センターきいれなど県内11法人、県外が大阪府、福岡県、長崎県、それぞれ1法人ずつということで合計33法人に委託しております。

以上でございます。

○教育部次長兼教育総務課長（外山浩己君） 社会保険料の補正についてご説明を申し上げます。

現在、教育委員会の中で社会保険料等の負担を生じる非常勤職員と長期職員含めて97名おります。それぞれの職場のほうで増減はありますが、24年度と比較をしますと8名増加をしているという状況になっております。

その一番大きな原因が先ほど教育長答弁申し上げました給食調理員定年退職に伴う分ということになっておりまして、ことしの3月31日末で退職をされた正規職員が5名おります。それと、病気休暇で休まれている職員が1名、その代替えが1人ということです。

この中、総体額の中にはあと幼稚園のほうの育休の代替の長期臨時職員という方も含まれております。

以上です。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） 議案第99号の国民健康保険の基金についてのお尋ねでございました。

基金条例では保険給付費の約5%が妥当であるという条例がございますが、今回の基金では平成25年で5,000万円積みまして1億40万円ということでございます。

医療費の伸びで言いますと、平成25年度当初の見込みでは5%程度の対前年度比伸び率じゃないかという予測だったんですけれども、答弁のとおり8%ということで歳出が伸びております。

そのようなことで、幸い24年度の繰越しが5億9,000万円程度ございまして、これを次年度へ何とか回して運用していきたいと考えておりますけれども、今後は医療費の伸び率の抑制という視点で保険事業あるいはジェネリックの使用とか、いろんなそういう面で医療費の伸び率の抑制に努力をして、国保税の再度の値上げのないような健全な運営をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○市民生活部次長兼生活環境課長（小田原 優君） 議案第98号で、ちょっと答弁漏れがございました。

太陽光補助金の事業についての来年度以降の話ですが、本市の補助金交付要綱の中では、まず対象者が国の認定を受けた者というふうになっております。

このため、国の来年度以降の動きが必要なんです、現在のところ不透明なところでございます。このため、国の動向、それから近隣の団体の状況を見ながら判断していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○5番（田口幸一君） 今、市民生活部長から説明がありましたが、この基金の件ですけど現在高が1億40万円、5%を保有するのが望ましいということですが、今の説明では5億9,000万円の繰越しがあるということです。

平成24年度の臨時議会でこの保険税の改定を行ったときに、24年度、25年度、26年度、1億1,000万円ずつ3年間で繰入れて、税率の改定は行わないようにということですが、ここで再度お尋ねをいたしますが、もう25年度もあと3か月弱で終わりに近づこうとしておりますが、医療費は一般の療養費、退職キュウヨ費、高額療養費と相当伸びておりますが、決算見込みでそういう心配は、恐れは、また保険料の改定を、保険税ですね、保険税の改定を行う、そのような余計な心配かもわかりませんが、そのようなことは発生しないでしょうか。

それと、諏訪協次長にお尋ねをいたします。33事業所ということで、11月1日現在で33事業所に委託しておりますと、社会福祉法人とかいろいろ言われましたけど、これ書きとめはならなかったですが、議長、これは後もって資料を提出していただけないのでしょうか。

○議長（玉利道満君） 後で協議をします。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） 国民健康保険のご質問でございます。

今回の補正は主なもの保険給付の増額ということで約5億1,100万円、内訳が一般被保険者約4億円、高額が約1億円という増額補正でございますけれども、トータルでは98億円という国保の財政規模になっております。

予算の仕組みとしましては歳入と歳出同額でしておりますので、この予算措置で25年度は乗り切れるというのが基本的な考えでありますけれども、今の前提が8%の増加という前提での補正でございますので、8%を超えないような医療費の抑制、これが必要になりますので、鋭意、先ほど申し上げましたように医療費の伸び率の抑制に向けて努力をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（玉利道満君） いや、施設の問題でしょう。名簿をくれるのは後で協議をします。

○5番（田口幸一君） 協議していただけますか。

○議長（玉利道満君） これで、田口議員の質疑を終わります。

田口議員と重複している質疑者が笹井議員、川辺議員、里山議員、堀議員、吉村議員です。重複している項目について質疑はありませんか。

まず、笹井議員。

ありません。

川辺議員。

○12番（川辺信一君） 今回1,000万円の追加の補正なんですが、今の状況で見たら多分来年の3月まではそれで足りるかと思いますが、もし足りない場合は追加の補正も取り組めるのか、できるのかどうかだけお尋ねします。

○市民生活部次長兼生活環境課長（小田原 優君） お答えします。

太陽光発電のことについて、今回3月末までに大体100基程度を見込むのではないかとということですが、足りない場合にはまた状況に応じて補正なりを検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（玉利道満君） 川辺議員、いいですか。

里山議員、いいですね。

堀議員。

○24番（堀 広子君） 国民健康保険の保険給付費の伸びの件でございますが、田口議員のご答弁で約10ポイントを超える増加率となっている月があるということでございますが、これまではこの10ポイントを超えるようなところはなかったのか。

また、今回この超えている月はどのくらい、幾月くらいあったのか。

それから、児童福祉総務費の追加の子ども子育て総合支援事業のと、児童相談支援のシステム構築の件でお尋ねいたします。

これはもともと待機者を解消するために、国が子ども子育て支援事業を27年度から実施するにあたっての取り組みのシステムだと思うんですが、その内容で、ご答弁の内容で幼稚園と保育園、ご答弁の中で幼稚園や保育園の区分などをというふうになっておりますが、この区分というのは、この区分がどうなるのかということです。

そして、その対象者がどのくらいいて、市民に一応要望を聞かなければいけないことになるのではないかと思います。これは市民にいつごろお知らせされる計画になっているのか。

それから、児童相談支援の件ですが、児童虐待、それからDV、これが現状が今どのくらいの数になっていて、またその相談件数がどのような状況になっているのかもお尋ねいたします。

それから、介護保険特別会計の介護給付費の増の件でございます。

ご答弁では要介護認定者サービス利用の増加と、それから介護保険施設入所者の増加ということでのご答弁でございましたが、これは認定者の増、それから利用料の増の数、それから施設入居の特老、特別養護老人ホームのことだと思いますが、この入居者の増の数、そのことによります特老の待機者が現時点でどのくらいの数になっているのかもあわせてお尋ねいたします。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） 国民健康保険の件でございますが、平成24年度の実績が平均で対前年度比2.3%の伸びということでございましたが、25年度につきましては医療費の増加が増加傾向にございます。特に本年度の4月の診療分、これが11.17%、対前年と同月で11.17%の伸び率になっております。

そのようなことで、ほかの月は7%とか4%とかございますが、予算の組み方として、保険者としてはやはりこの伸び率の最高の伸び率を最悪の条件として今回補正をしたということでございます。以上でございます。

○福祉部長（脇田満穂君） 福祉関係につきましてご答弁を申し上げます。

まず、今回提案をさせていただいております子ども子育て関係の新制度でございますけれども、一応3つに区分をするようになっております。

まず、1点が1号と言われる、今で言う幼稚園に対象になる子どもさんです。結局3歳以上で未就学であるという方、これが1号という表現になります。

2号というのが同じく3歳以上で未就学なんですが、保育を必要とする方が第2号という方になります。

最後の3号という表現になる方が、今度は3歳未満、ゼロ歳から3歳の間で同じくやっぱり保育が必要とする方、一応この3つに分けるようになっております。

それから、あとの認定証の関係ですが、区分に応じて認定証につきましてはまず保育の必要性ということで、それぞれの保護者から10月もしくは11月ごろに来年26年ですけれども、うちの市の予定では10月から11月ごろその申請を受けまして、一月ぐらいの間をいただきまして認定証を交付するというような流れになろうかと思っております。

あと、対象者数でございますけれども、現在5歳以下ということで押さえている人数が4,060名程度おりますので、来年の今ごろもその程度おられるのかなというふうに判断しております。

それから、児童相談支援システムの関係です。相談件数をお尋ねだったかと思いますが、22年度で41件、23年度が37件、24年度が41件でございます。

以上でございます。

○福祉部次長兼長寿・障害福祉課長（諏訪脇 裕君） 議案第100号、介護保険の保険事業勘定のご質疑、3点ほどあったと思います。お答えいたします。

まず、認定者の増加の状況でございますが、25年の3月末で認定者が3,586人、そのうち要支援者が1,146人、要介護者が2,440人いらっしゃいました。

10月末で認定者が3,745人と3月末と比較すると159人、4.4%の増でございます。

要支援者が1,221人、75人の6.5%増、要介護者が2,524人、84人の3.4%増となっております。

それから、施設入所者の状況でございますが、同じく25年3月末で介護保険の3施設で689人の入所者でございました。

内訳は介護福祉施設であります特別養護老人ホームが314人、それから介護老人保健施設が298人、介護療養型医療施設が77人となっており、8月のサービス提供分で介護福祉施設が324人となっており、3月末と比較すると10人、3.2%の増、介護老人保健施設が306人で6人、2.7%の増、介護療養

型医療施設が71人で同じく6人、7.8%、これは減になっております。

3施設合わせると701人となり、3月末と比較すると12人、1.7%の増加となっている状況でございます。

それから、特別養護老人ホームの待機状態ということでございますが、平成25年の8月末の調査時の市内の特別養護老人ホームの本市の介護保険認定者の入所の申込者数は331人となっております。

この申込者数は複数の施設に申し込まれておりますが、名寄せをしての実数では調査というのはいたしておりませんが、平成22年に県が名寄せでの調査を行っております。

そのときの名寄せした割合が約55%でしたので、その割合で推計しますと約200人弱の方が申し込まれているものと考えております。

以上でございます。

○議長（玉利道満君） 掘議員、いいですか。

吉村議員。

○27番（吉村賢一君） まず、2—4ですね、繰越明許ということで946万1,000円の財源が出てるわけなんです、その内訳をお示してください。

続きまして、2—8、始良市農業環境整備事業委託料、この国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金、これ自体は一時的な失業対策に過ぎないんじゃないかと思うんですが、市で継続してまた次年度も引き続き継続補完するような施策は考えられないものかどうか。

すなわち、1年で雇用された方は首を切られるというか、また失業する形になるかと思うんです。そういったところに対する救済策を考えておられないのかということです。

それから、2—12、林業用道開設工事フノ木線の件ですが、これに限らず全ての林道開設基準とか、あるいは今後も継続してこの林道というのは残されていくのか、いわゆる維持管理されていくのか。

場合によっては一定の業務を完成した折には、終わった折には廃止になると、自然に戻すというような形の林道事業もあるかと思います。フノ木線の場合は、コンクリートを路面工ということが回答の下から2行目に書いてありますが、アスファルト舗装ということではないのかなとも思ってるんですが、その辺いかがでしょうか。

さっきも言いましたように将来的な林道活用というのは、どういうふうを考えて取り組んでおられるかということです。

それから、最後になりますが、ページでいきますと2—21です。共済費の社会保険料、231万6,000円ということで上がっておりますが、これの詳細をお示してください。

以上です。

○福祉部長（脇田満穂君） お答えいたします。

繰越明許の946万1,000円の財源ですが、国庫支出金を400万円、残りの546万1,000円は一般財源でございます。

以上でございます。

○農林水産部次長兼農政課長（大迫 久君） 企業支援型の補助の関係ですけれども、継続して1年後

も補助は出せないかというようなご意見だったかと思いますが、今回の企業を選定するにあたりまして、外部の審査をしていただきます。

その中でどのような審査を行うかといいますと、委託先が事業終了後も雇用を継続して、将来的に地域の雇用の受け皿となり得る企業であるか否かの適性を判断していただきまして、企業を選定することになっておりますので、そういう条件のもとで選定するということになっております。

以上です。

○農林水産部林務水産課長（和田人司君） 林道等の維持管理なんですが、林道、そして今回つくる林業専用道につきましても、市のほうで今後維持管理をしていく予定でございます。

それと、作業道、作業路、集材路という名前の林道に近い道路がございますが、それにつきましては管理される、山を管理される方々に管理をしていただきまして、どうしてもその管理されている方ができない補修等につきましては、市のほうで補修をしていくという考えでおります。

それと、コンクリート路面工のことですが、林道につきましてはコンクリート舗装を、厚さが15cmのコンクリート舗装を急坂部分には施工するということになっておりますので、アスファルト舗装ではございません。

以上です。

○教育部次長兼教育総務課長（外山浩己君） 社会保険料等の明細ということでございます。

また、スターランドA I R A、こちらが年額24万4,716円、給食調理員の職員5名プラス代替え職員1名、こちらで年額146万9,520円、それと加治木給食センターの所長の関係が24万7,500円、それと幼稚園の育休の代替えの長期臨時職員の関係が24万5,808円、それに9月からの改定分としまして10万1,193円、これで合計230万8,737円でございます。

これにさらに雇用保険、それと労働保険料を足し込みまして231万5,768円という金額になっております。

以上です。

○議長（玉利道満君） 吉村議員、いいですか。

○27番（吉村賢一君） いいです。

○議長（玉利道満君） これで、田口議員との重複項目の質疑を終わります。

次に、笹井義一議員の質疑を許します。

○2番（笹井義一君） 議案第99号 国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）について質疑を申し上げます。

5ページの国民健康保険税について、一般被保険者国民健康保険税が1,500万円増額し、退職被保険者等国民健康保険税が2,000万円減額補正となっております。それぞれの増減補正の理由をお示し願いたいと思います。

○市長（笹山義弘君） 笹井議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第99号 平成25年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）についてのご質疑にお答えいたします。

一般被保険者国民健康保険税1,500万円の増額及び退職被保険者等国民健康保険税2,000万円の減額は、それぞれの被保険者に係る前年度の所得確定に伴い、6月に確定した平成25年度の調定額から積算した収入見込額と、当初予算計上額との差額を計上したものであります。

このことは、厚生年金所得などの比較的所得の高い、いわゆる団塊の世代が65歳以上となり、順次退職被保険者から一般被保険者に移行した結果によるものと分析しております。

以上、お答えいたします。

○2番（笹井義一君） ただいまの説明では団塊の世代が65歳以上となって、退職被保険者から一般の被保険者に移行したということが要因であるということでございます。

ここで一般国保から退職へ、退職者が移行したということであれば、増減の人員は変わらないだろうと思うんですけども、この500万円の差額、これがどうなるか、納税額はそれぞれ差額があるのか、その辺を少しお示し願いたいと思います。

○総務部長（屋所克郎君） 税務課長に答弁させます。

○総務部税務課長（平田 満君） 退職被保険者と一般被保険者の間のこの移行の中で500万円の差額ということでございますが、今団塊の世代への方々の一般被保険者への移行という一般被保険者への移行というものが主でございますが、その中で一応徴収率につきましても退職被保険者の場合は97%見込んでおりますが、一般被保険者の場合は91%の調定、収納率の見込みという形で上げているところでございます。

以上でございます。

○2番（笹井義一君） 差額はないですか。

○総務部税務課長（平田 満君） それによりましてやはり徴収率が減りますし、それから65歳以上になりまして、いわゆる年金支給額もふえてくるということで、いや、そのほかにいわゆる退職被保険からそのまま一般被保険者へ移行する被保険者だけじゃなく、その他の保険等へもやはり資格がなくなると、いわゆる国保の保険者でなくなるから、もういらっしゃるというようなこともありまして、500万円の差額が生れるということでございます。

○2番（笹井義一君） もう一回、最後です。

今の答弁でいきますと、そんなに差額はないんだと、だけれども、そういうふうに取り扱ってよろしいわけですね。

退職者もそれから一般の被保険者も納付額にはそんなに差はないんだと、だけれども今ここで言われるのは納付率のことを考慮されているという、そのような言い方をされておりますけれども、

97%と91%で6%の差がこれにあらわれているのだよということと、もう一つは厚生年金からのものと色々な要素がこの中に含まれているんだよという、極めてわかりづらい説明があったわけなんです、そのようにそれほど複雑なものなんでしょうか、もう一回お聞きします。

○総務部税務課長（平田 満君） 申し上げます。

今ありましたその徴収率の関係では、およそ500万円の3分の1程度の収入減が見込まれると思います。

それ以外に、今給付側に確認したところでは、やはり64歳未満の被保険者から仕事の関係やらで他の保険へ移行したいと、そういう部分が相当数あるということで、その分がそのまま一般から被保険者へその金額の移行にならなかったということでございます。

○議長（玉利道満君） これで笹井議員の質疑を終わります。

次に、里山和子議員の質疑を許します。

○23番（里山和子君） 議案第98号 平成25年度始良市一般会計補正予算（第10号）について質疑をいたします。

37ページの教育費の関係で文化財費500万円の追加は、森山家主屋等の保存整備に係る経費に活用するため、寄附金を基金に積立てるものですが、これからどのような整備が必要となるのか、またこの基金で足りるのかどうか、具体的な今後の見通しを伺います。

11ページですけれども、ちょっと前に戻りますが歳入で繰越金が5,502万9,000円組まれておりますが、残りの繰越金はどのくらい見込まれ、今後の活用策はどのようなになるのか伺います。

以上です。

○市長（笹山義弘君） 里山議員のご質疑につきましては、副市長が答弁いたします。

なお、教育関係のご質疑につきましては、教育委員会の方で答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第98号 平成25年度始良市一般会計補正予算（第10号）についての3点目のご質疑についてお答えいたします。

補正後の前年度繰越金の留保額は、2億5,083万8,000円であります。

今後におきましては、平成24年度の国・県補助事業の実績確定に伴う精算返納金などに充当するため、3月補正予算に計上する予定であります。

○教育長（小倉寛恒君） 議案第98号 平成25年度始良市一般会計補正予算（第10号）についての2点目のご質疑にお答えいたします。

森山家は、加治木町朝日町にある江戸時代から鋳物業を生業として栄えたもので、その歴史と加治木地区の商工業の歴史を顕彰し、郷土教育や町歩き等の観光の拠点として保存・整備を図りたいと考えております。

このため、来年度からの第4次実施計画に計上し、年次的に整備を進めたいと考えております。

具体的な整備につきましては、まず耐震診断による耐震計画や専門家による保存・整備計画策定委

員会を立ち上げ、その委員会において保存管理計画、活用計画を策定した後、これに基づく外観整備、防災整備、公開整備並びに駐車場整備等の工事を実施する予定であります。

これらについて、国庫補助 2 分の 1 事業を導入して整備したいと考えているところであります。

なお、今後の基金積み立てなどについては、これからの検討課題としたいと考えます。

以上、お答えいたします。

○23番（里山和子君） この繰越金なんですけれども、24年度の国・県補助金、補助事業の実績確定に伴う清算返納金などに充当するとあるんですけど、昨年度の予算では大体年度末にどのくらい充当されているのでしょうか。

議案第98号の森山家の問題なんですけれども、来年度からの第4次実施計画に計上し、年次的に整備を進めたいとあるんですけども、これらの計画を総合的に実施しますと大体どれぐらいの予算を必要としてくることになるのでしょうか。

○総務部次長兼財政課長（恒見良一君） 繰越金の昨年度のときの計上ということでしたけれども、ちょうど第4回の定例会におきましては1億4,219万3,000円を一応計上しております。

以上でございます。

○教育部長（小野 実君） お答えいたします。

森山家の今後の整備計画でございますが、一応総体的に約6,000万円程度かかるのではないかと考えております。そのうちの2分の1を国庫補助金でという考え方で今後整備を計画を立てていきたいと考えております。

○議長（玉利道満君） これで里山議員の質疑を終わります。

次に、吉村賢一議員の質疑を許します。

○27番（吉村賢一君） 最後になりましたが、議案第98号 平成25年度始良市一般会計補正予算（第10号）、ページ30、公園費で1,000円の減額補正となっているが、これは年度最終の補正でも可能ではないかと思うが、今回計上した理由は何か。

続きまして、議案第101号 平成25年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定補正予算（第1号）、ページ4、介護予防サービス計画作成事業費の特定財源の「その他」とは何を指すか。また、どこに発注予定か。

以上、お示ください。

○市長（笹山義弘君） 吉村議員のご質疑については、副市長がお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第98号 平成25年度始良市一般会計補正予算（第10号）についての5点目のご質疑にお答えいたします。

職員人件費の補正につきましては、総務課において人事給与システムで一括して積算を行っております。

議員ご指摘のとおり、最終補正での計上も可能ですが、他の補正と異なり 9 月補正以降においてその都度調整し、予算計上を行っております。

次に、議案第101号 平成25年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定補正予算（第1号）についてのご質疑にお答えいたします。

介護予防計画作成事業費の特定財源の「その他」とは、要支援者の介護予防ケアプラン作成報酬のことです。

1 件当たりの基本単価が4,120円となっており、毎月、鹿児島県国民健康保険団体連合会から歳入として受け入れております。

委託先としましては、田口議員のご質疑にもお答えしましたように、11月1日現在で33事業所に委託しております。

以上、お答えいたします。

○議長（玉利道満君） 吉村議員いいですか。

○27番（吉村賢一君） いいです。

○議長（玉利道満君） これで、吉村議員の質疑を終わります。

以上で日程第11、議案第98号から日程第14、議案第101号までの一括質疑を終わります。

日程第11、議案第98号から日程第14、議案第101号の4案件につきましては、先に配付しました議案処理一覧表のとおり所管の常任委員会に付託します。

○議長（玉利道満君） 日程第15、陳情第8号 始良市地域自立支援協議会「子ども部会」設置に関する陳情書を議題とします。

この陳情は、お手元に配付しました議事日程のとおり市民福祉常任委員会に付託します。

○議長（玉利道満君） 以上で、本日の本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、本日の会議はこれをもって**散会**とします。

なお、次の会議は12月18日午前10時から開きます。

（午後2時22分散会）